

三井組の天保金差し下し

—安政六年と安政七年の増歩の間で—

須賀博樹

はじめに

安政六年（一八五九）に安政の改鑄が行われたが、外国側の圧力で洋銀の三分通用が貫徹され安政二朱銀は通用失敗となった。金貨でも安政六年の増歩と安政七年（三月一八日より万延元年）の増歩の間には、安政金（史料では正字金）の鑄造停止と通用失敗があり、日本国内で天保金（史料では保字金）価格や金銀比価に歪みが生じた。そのため、天保金を引き替えに持参した場合、代り金は何の貨幣で渡されるのか。更に増歩の他に増金（「別増」ともある）が出現したこと、増歩・増金が渡されるならばそれも何の貨幣で渡されるのか、という問題が表れた。

これまでの幕末貨幣改鑄の研究では洋銀通用問題を中心に据えて、天保一分銀から安政二朱銀を経て安政一分銀への変遷、安政金の実質的失敗後の幕府と外国側との間で日本金価格の交渉が研究上最も着目された。そして、外国人や売込商などによる国内での天保金の買い取りと流出についても注目されてきた。¹⁾

しかし、これまで幕府は天保金の流出にほとんど無防備だったという論点の研究もあるが、幕府は天保金などの流出に対して防御策は施していると言えよう。安政の改鑄が失敗に追い込まれ、金貨価格が上がり、上方での新旧金貨引き替えも停止する中で採用された方法が大坂から江戸への差し下しだった。²⁾

本稿の目的は、安政六年の増歩、そして安政の改鑄後でも引替停止中の大坂で実施された天保金の差し下しを、三井組の視点から明らかにすることである。この差し下しのあり方は、安政七年の増歩・万延の改鑄の影響も大きく受けたが、大坂での天保金価格の上昇を説明することで、日本金貨価格が国際水準へ上昇する過程をも明らかにすることもできる。国内的には次第に上昇する天保金の代り金・増歩・増金の合計金高を当て込んで、藩から天保金を出してくる様子が窺える。安政の改鑄と万延の改鑄の狭間で日本金貨価格や金銀比価が尚も不安定な中、天保金の代り金・増歩・増金がどの種類の金銀貨で渡されたか幕府・引替所の工夫も見える。

基本となる本稿での史料は、三井組大坂両替店作成「京江戸別通之控」の書状に限られ、本稿は三井組の大坂・江戸間の書状内容の検討が中心となる。「京江戸別通之控」からの記述は「月日書状」と表記して区別していくが、特に注記をしない場合の書状は全て三井組の大坂支配人から江戸支配人へ、又は、大坂名代から江戸名代へ宛てられたものである³⁾。

本稿で対象とする期間は、安政六年五月と七月の増歩、安政の改鑄とその失敗、安政七年正月の天保金・安政金への増歩、万延元年四月に万延の改鑄と古金類への増歩を経て、江戸で万延金による引き替えが開始されたが、大坂では六月に江戸への天保金差し下しが一旦停止されるまでにしたい。

本文中の語句について便宜上、持参された天保金の代金は「代り

金」、幕府が公布した公定の増歩は「増歩」、天保金の価格上昇に伴う「増歩」の上に加算された金高を「増金」と呼ぶことにする。史料中で「増歩」と「歩増」は同じ意味で用いることにする。他にも、史料中の金高が「符牒」で記されていることがあるが、三井組で用いられた符牒は「イセマツサカエチウシ舟」が通用又は口符牒、「曾野見江^{五六七八九十}佐留所於戒敬」が口符牒である。引用史料中でもその都度注記することにする。

尚、天保金を大坂から江戸へ差し下す「江戸表飛脚賃」は、若干変動があると考えられるが目安として示しておく。江戸屋平右衛門（内平野町松屋町筋西江入）では、金一〇〇両ないし銀一貫目目につき、六日切代が銀五五匁、七日切代が銀四五匁、八日切代が銀三五匁、十日切代が銀三〇匁、並便り代が銀一匁である。送る金高と速さによつては、金は「五拾兩以下者少々増、早便り八六日切二同」で、銀は「五百目以下者少々増、早便り八六日切二同」である⁴⁾。

一 安政金による新旧金貨引き替えの実施挫折

1 安政六年の増歩と安政金

金貨の増歩は、安政六年（一八五九）五月二四日の大目付・目付への老中達書に、天保小判は一兩一分、天保一分判は一分一朱で通用になったため、天保小判・一分判一〇〇両で引替元金（小判・一分判から成る安政金、又は天保二朱金か安政二分判）一二五両へと増歩され

たことになる。

同年七月一日には旧金貨の増歩の割合が触れ出された。この増歩では、古金類は慶長金・正徳金一〇〇両で引替元金二五八両へ、元禄金一〇〇両で引替元金一七八両へ、宝永乾字金一〇〇両で引替元金一三五両へ、享保金一〇〇両で引替元金二六六両へという関係になった。また、元文金一〇〇両で引替元金一五〇両へ、文政金・文政真文二分判一〇〇両で引替元金一三〇両へ、文政草文二分判一〇〇両で引替元金一二三両へ、天保五兩判一〇〇両で引替元金一〇五両へという関係になった。⁶⁾表1には金貨の増歩と引替元金を含む金量を示した。この増歩割合は、安政七年(万延元年)正月の天保金・安政金への増歩、四月の古金類への増歩まで続いた。

金貨増歩について安政二年から同六年への状況を比較すると、慶長金と正徳金は五一両、元禄金は三五両、宝永乾字金は二七両、享保金は五三両が加算された。元文金は三〇両、文政金・文政真文二分判は二五兩二分、文政草文二分判は一八兩二分が加算されたが、天保五兩判は僅か二分だった。

表1より増歩の状況を考察すると、特徴として次の三点が指摘できる。①慶長金・正徳金・享保金や天保五兩判という例外を除き、元禄金・宝永乾字金・元文金・文政金・文政真文二分判は二五兩二分〜三五兩の加算のため、大体の金貨で三〇兩前後の増歩がなされたと言えよう。②「一〇〇両での金量」「増歩額」で文政草文二分判は天保小判・天保一分判と同じ群とみなされる。③前の安政二年の増歩で文政

金・文政真文二分判・文政草文二分判・天保五兩判は、この四種類の間で含まれる金量の差などがあるにもかかわらず一律一〇四兩二分の増歩だったが、ここで漸く幕府は各金貨の金品位や量目を評価して差別化した増歩を行ったと言つことができよう。

表1には金貨の増歩と引替元金を含む金量について示したが、安政の改鑄は外国側の抗議を受けて失敗したため、次の新たな改鑄への模索もあり、安政金を引替元金として大坂・京都で正式に引き替えが展開されることはなかった。特に安政金は安政六年八月には鑄造停止になったため、「増歩額を含む金量(安政小判)」にある金量はどこまで実質的な意味を持たたかは疑問である。それに安政二朱銀の通用失敗で、安政金による引き替え以前に安政金自体が流出する危険性さえも帯びた。

これまで幕府は、文政金以降の金貨については同じ括りで増歩していた。ほぼ実行されなかった故に見落とされがちだが、安政六年の増歩は日本の金価格の値上げという、日本金銀比価を国際的に調整する意識で初めて行った増歩だった。それでも尚、文政草文二分判をあげれば、含まれる金量を考えると、増歩水準は低く抑えられており、正當に評価しきれない実態も浮かび上がる。

2 安政金不足と旧金貨の代り金問題

安政金は当初から極端に不足し、安政六年六月一三日書状「尚し」に「保字小判・壹分判者座方二而引替相成、代り式分判・式朱金二而

表1 安政6年の金貨増歩と引替元金を含む金量

金貨	貨幣別称	分析金位	1両の 量目	100両での 金量：A	安政6年の増歩				増歩額に含 む金量 (安政小判)B	増歩額に含 む金量 (天保二朱金)C	増歩額に含 む金量 (安政二分判)D	金量差 A-B	金量差 A-C	金量差 A-D	記事 ⁵⁾
					増歩額	増歩額に含 む金量	増歩額に含 む金量	増歩額に含 む金量							
慶長金		%	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	
元禄金		86.28	4.76	410.6928	258	343.656	269.8164	157.122	67.0368	140.8764	253.5708	51両加算			
宝永乾字金	乾字金	56.41	4.76	268.5116	178	237.096	186.1524	108.402	31.4156	82.3592	160.1096	35両加算			
正徳金	武蔵判	83.40	2.50	208.5000	135	179.820	141.1830	82.215	28.6800	67.3170	126.2850	27両加算			
享保金		85.69	4.76	407.8844	258	343.656	269.8164	157.122	64.2284	138.0680	250.7624	51両加算			
元文金 ¹⁾	真文字金、古文字金	86.14	4.76	410.0264	266	354.312	278.1828	161.994	55.7144	131.8436	248.0324	53両加算			
文政金 ²⁾	草文字金、新文字金	65.31	3.50	228.5850	150	199.800	156.8700	91.350	28.7850	71.7150	137.2350	30両加算			
文政真文二分判		56.05	3.50	196.1750	130	173.160	135.9594	79.170	23.0150	60.2156	117.0050	25両2分加算			
文政草文二分判		56.29	3.50	197.0150	130	173.160	135.9594	79.170	23.8550	61.0556	117.8450	25両2分加算			
天保五両判 ³⁾		48.92	3.50	171.2200	123	163.836	128.6334	74.907	7.3840	42.5866	96.3130	18両2分加算			
天保小判	保字小判	84.24	9.00	151.6320	105	139.860	109.8090	63.945	11.7720	41.8230	87.6870	2分加算			
天保一分判 ⁴⁾	保字一分判	56.77	3.00	170.3100	125	166.500	130.7250	76.125	3.8100	39.5850	94.1850	新規増歩			
天保一朱金		56.75	3.00	170.2500	125	171.000	130.7250	76.125	-0.7500	39.5250	94.1250	新規増歩			
天保二朱金		12.31	6.00	73.8600	100	133.200	104.5800	60.900	-59.3400	-30.7200	12.9600	増歩対象外			
安政二分判	古二朱金	29.88	3.50	104.5800								引替元			
安政小判	正字小判	20.30	3.00	60.9000								引替元			
安政一分判	正字一分判	55.50	2.40	133.2000								引替元			
		57.00	2.40	136.8000								引替元			

1) 金位は元文小判で示した。なお、元文一分判の金品位は65.33%である。

2) 金位は文政小判で示した。なお、文政一分判の金品位は55.62%である。

3) 「1両の量目」は1枚の量目で示した。嘉永7年7月～安政2年11月(1854～1855)は増歩対象外のため、文政一朱金の「増歩額に含む金量(天保二朱金)：C、(安政二分判)：D」の箇所を参照のこと。

4) 天保一分判の「増歩額に含む金量(安政小判)：B」の箇所は、天保一分判を安政一分判で以て引き替えた場合で示す。

5) 加算は安政2年11月の増歩からの金高である。

注) 文政草文二分判と天保小判に關し「金量差A-B」「金量差A-C」の網かけ部分で、安政金での金量差(7.3840両=3.81両=3.574両)、天保二朱金での金量差(42.5866-39.585=3.0016両)。

出典) 石井良助・服藤弘司編『幕末触書集成』(4巻)岩波書店、1993年、468頁。作道洋太郎『近世日本貨幣史』弘文堂、1958年、27～36頁(参考文献)三井高維『新編同治年代記附録(巻1 資料篇)』797～800頁。滝本誠一『日本貨幣史』金幣通覧表。)

増歩式拾五両も一緒二相渡り候由、自然溜り合之分引替可申儀二候八、早々差下可申」とある。つまり江戸において、金座が天保金を引き替えたならば、その代り金は天保二朱金・安政二分判で、増歩二五両も一緒に渡していると確認されている。そのため、大坂で天保金の溜り合があるならば早く江戸へ差し下すよう、仰せ聞かされたと述べている。

天保金の差し下しは、両組の「御為替方連状之控」も使われていることから、十人組でも行われたと考えられる。大坂両組名代四名から江戸両組名代六名への同年七月二五日為替方書状には、江戸金座で安政金の鑄造が追いつかず、それに伴う引き替えについて言及されている。

内々被申候者、此度御吹立御用之儀、五月廿三日御評儀御決着相成、六月朔日通用被仰出候二付、吹立候日間無之、御金蔵納等行届兼候次第、依之市中引替之儀も保字小判代り式分判・式朱金等二而相渡候様成行、御先例与違、此度之儀者何事も、俄二被仰出候二付、内実差支而已出来、不都合之次第御座候、(中略)其御地市中之儀引替所八軒一同二而、日々壹万両宛差出、代り式分判二而下り、尤御増方丈ヶ新小判・壹分判を以御渡相成候得共、保字金引替溜り二而多分所持之向、誠迷惑被致候仁も在之候⁷⁾

安政の改鑄は、五月二三日に決定、六月一日に通用となったため、鑄造に時間的余裕が無く御金蔵納の分も行き届いていない。そのため、市中での引き替えでも、天保小判の代りが安政二分判・天保二朱

金で渡されているのは先の改鑄と大きく異なる。安政の改鑄に關しては何事も俄に言い出されたため、金座でも差し支えることが多く不都合な状態であると述べている。また、其御地である江戸で引き替えを行う八軒⁸⁾は、その一同で天保金一万両と限定され、その代り金は安政二分判で渡し、増歩分は安政金で渡している。中には天保金が多く溜り迷惑している家もある。

他方、大坂でも同年七月八日書状でまず、次のような確認と判断を行っている。

古金類増歩、町触之通被仰出候由、尤引替所之向別段被仰渡等無御座候得共、何レ近々可被仰付候間、其節当地御元手金等之儀兩組御申合、御伺御下知之模様等可被仰聞候得共、此段相心得、文字金類代り保字小判・壹分判二而相渡候儀者暫見合候方可然思召候間、御紙面之趣致承知候

古金類増歩の町触れは出されたが、大坂の引替所へは未だ何も無いが近い内に仰せ渡しがあるだろう。大坂では両組が申し合せをしたが、天保金を引替元金とした元文金・文政金の引き替えを見合わせる判断を行っている。このような大坂の状況下、安政二年の増歩を適用していたが、安政六年の増歩をまたがった文政金等の事例があり、安政六年六月八日書状に次のようにある。

文政金其元店御貯之向追々御納当時残無数相成候間、右金三百兩此節正下シ二取斗可申旨被仰聞、尤代り金之儀者参着限為替御取組手形壹通店状御差登被成到着早々取立、都合次第文政金差下

可申候旨、則金品式朱金二而御差登セ候

大坂から文政金等三〇〇両が江戸へ差し下されることになった。手順は、文政金等の代り金分の為替一通を江戸で取り組み、大坂へ為替が到着したら代り金分を取り立てる。その後、文政金を大坂から江戸へ送る。尚、為替は天保二朱金と指定された。六月八日に飛脚便で文政小判二〇〇両・文政草文二分判一〇〇両が江戸へ差し下された。共に送られた「覚」には、三井組大坂両替店の立替高は金一五両、銀三九・六匁とある。内訳は、文政金等三〇〇両の増歩一三兩二分（安政二年の増歩を適用）、引替所への引替諸入用は一兩二分、「十日限飛脚賃」銀三九・六匁であった。

この文政金等三〇〇両が江戸着になり、江戸から大坂へ立替分の金一五兩、銀三九・六匁も送られた直後、同年七月八日書状には六月八日の「覚」の内容破棄が確認される。

一去ル二日夕店状夕御差登セ被成候古金類増歩御手当被仰出候二付、先達差下当時御預り置候草文小判セ舟両・草字式分判舟両、合マ舟両、小判打御差登セ可被成候、右打銀勘定御用捨申上、歩増御手当之廉其俣御差登セ被成度、依之左之通

一文字小判式百両 此歩増御手当

金六拾兩之所、拾兩者先便振下、かり二

被聞候間、御引之残而金五拾兩

一草文式分判百両 此歩増御手当

金式拾三兩之所、五兩者先便かり二被仰

聞候間、御引之残而金拾八兩

つまり、大坂から江戸へ差し下した文政金等三〇〇両は、六月二日の店状で知らせた安政六年の増歩で直され、増歩不足分の合計六八両が大坂へ送られることになった。そのため小判打を送るうとしたが増歩が行われたため打銀勘定は破棄している。この事例でも、安政金の不足も加わって、文政小判でも代り金は安政小判ではない。そして「右者畢竟座方二而者式朱金代り之定二候得共」と同書状内で述べているように金座は天保二朱金で交付した。

また別の同年七月八日書状には、今回の文政金等三〇〇両の教訓を受け、安政六年の増歩水準や旧金貨の代り金についても問題を議論している。

草文字金小判・壹分判之儀者日々座方へ多少共御差出候儀二付、御手薄二而者御差支候儀二付、御頼被仰聞候得共、真草式分判之儀者御引替御差出候方極り無御座、御溜り合次第御差出候儀二而、譬一ヶ年之内御差出不被成候共事済、就而者代り金之儀も草文小判・壹分判者保字小判・壹分判二而相渡り、真草式分判之儀者皆式朱金二而相渡候儀二付、右草字式分判自然小判二而引替在之廉二而者、当時之保小判不輕歩増二付、右打為御振登被成候御手段無御座、当地二而者右代り金之処取極之辺御心得不被成候由

筆者注：傍点箇所は訂正前は「不申共」。

江戸で三井組は、文政小判・一分判を金座へ日々差し出しているが、その代り金が少ないため金座から理解を求められている。他方、

金座では文政真文二分判・文政草文二分判の引き替えは消極的で、溜つたら差し出すように言われた。そのため、例え一年内に全く差し出さなくともそれで事は済んでしまふ。これまでの引き替えに際し、基本的には文政小判・一分判は天保小判・一分判で、文政真文二分判・草文二分判は天保二朱金で渡してきた。文政草文二分判を小判で引き替えるのならば、天保小判も相当の増歩になっているため、小判打が必要になるのではという考えを示唆している。それは表1にあるように、文政草文二分判は、安政六年の増歩では天保小判より二両低く設定されたが、逆に一〇〇両の金量では〇・九一両高くなるという事情に起因する。表1の注にも示したが、安政六年の増歩に従い引き替えたならば、両者の間に天保二朱金で三・〇〇一六匁、安政小判だと三・五七四匁もの金量差が出る。広がるこの差を小判打で埋め合わせるか否かを尋ねたのだろう。大坂では増歩となった旧金貨について、何をその代り金として渡すかが未確定の状態にあったことが窺える。この七月八日書状では「近々御沙汰可被仰出御様子二付、歩増御手当被仰出次第保字金打与格別之相違も無御座候八、其俣御増歩為御差登可被成御心得」ともあり、幕府も引替所も新たに増歩改定の必要性を感じており、出された増歩と天保金打に違いが無ければ、そのまま増歩を送るとしている。

しかし幕府は、安政六年八月一日に外国に対する金銀比価に大きく関係する安政小判・一分判、及び安政二朱銀の鑄造停止を命じ、これにより安政金による引き替えは事実上終了したと言えよう。大坂で

も万延元年四月一六日に「正字小判金・壹分判金、其外追而通用停止被仰付候迄、取交通用可致事」と触れ出され、最終的に天保金・安政金は共に慶応二年（一八六六）五月の触書で通用停止になった。安政金の鑄造停止を受け、安政六年八月二八日書状には次のような確認をしている。

保字金引替代り正字金二而者相渡不申、式分判・式朱金取交二而相渡候儀二付、此段心得迄被仰聞候旨、御紙面之趣夫々致承知候、則昨廿七日申ノ中刻着いたし候二付、不取敢即刻爰元店持合之分保字小判千兩十日限を以差下申候

天保金の代り金は安政金では渡さず、安政二分判・天保二朱金を交ぜて渡されることになった。この書状が二七日夕方着だったこともあり、大坂両替店が持つ天保小判一〇〇〇両を差し下したとも報告している。

江戸で引き替えを遂行するに当たっても、引替元金の要となる安政金の必要量が大幅に不足していた。そのため本来、文政金・天保金の引き替えならば安政金で全てを旧金貨持主に渡すところ、旧金貨の代り分を補助金貨での有合金で、増歩分を安政金で渡す措置を行った。安政金が鑄造停止にされると、もはや頼るものが天保二朱金・安政二分判などになっていくため、それが大坂での有合金の慣行に拍車をかけることになったと言えよう。

安政の改鑄後に、これまでの小判は小判で、二分判は二朱金・二分判でという、いわば同種同士で引き替える原則がここで完全に崩れた

と見ることができ。しかし、これが後の万延の改鑄後の引き替えで生きることもなかった。

二 安政六年の天保金差し下し

1 天保金の取り入れと差し下し

大坂では、十人両替月番の五人から御奉行所への安政六年（一八五九）六月一日の「被仰渡御請証文之事」に「近来正金銀払底之内二茂、取訛小判金払底二付、外品今位高く相成」とあり、金銀貨払底の中でも著しい小判払底で他貨幣より小判が相対的に高くなったと報告されている。

そして、引替元金としての安政金は渡されず、安政二分判・天保二朱金も追加されず、引替停止に陥った。他方、大坂では金貨払底に対応して、十人両替屋共から御奉行所へ出された同年七月四日の「乍恐口上」には次のように述べられている。

一 保字小判金払底二付而者立合相庭高直二相成候二付、去ル五月十八日他所他国江不売渡様願上候所、御聞濟被為成下候、其後小判金壹兩二付御増金を以取引可仕旨御触渡被為仕候二付、無滞取引仕居候所、兎角両替屋共江溜勝二而捌方無之間、何卒江戸御表斗差下し之義御免被為仰付候八、取引不差滞融通相復候与可存候、此段乍甚御憐察御聞濟之程偏二奉願上候、以上

天保小判が払底し、立合相場でもその価格が高くなった。五月一八

日には天保金の売渡禁止が認められた。その後、増歩での通用が触れ渡されたが、天保金が両替屋に溜りがちになった。この打開策として、天保金を江戸へ差し下して、江戸で引き替え、代り金が大阪へ戻されるようになれば、融通が回復すると述べている。

しかし、これまでの増歩よりは高い水準であるため、各方面からの引替申込が増えた。最も海外流出の危険性の高い天保金は、大坂から江戸への差し下しが実施され、それに対応して江戸から大坂へ天保金の代り金・増歩が為替で送られており、差し下しの状況については表2・表3に示した。安政六年七月二日書状には次のようである。

保字金無抛先引替之儀被頼候二付、爰元店二おいて引替置申候へ共、引替相始り不申候二付、皆小判佐舟（五郎）両今夕江戸屋平右衛門方十日限りを以差下申候間、其着御引替可被下候、右代り金并増歩共為替相手有之次第当地引取申候間、宜御承知可被下候、尚又後便追々少々宛差下可申候

大坂両替店では「無抛先」より引き替えを頼まれ、店の手金で引き替えておいた。しかし、引き替えが始まらないためこの天保小判五〇〇両は同日夕に江戸屋平右衛門飛脚で江戸へ差し下した。代り金・増歩は手形で相手があり次第大坂で受け取るが、今後もう少しずつ天保金を差し下すと述べている。これが実質的に、天保金の大阪から江戸への差し下しの開始と見て差し支えないだろう。

同年八月二八日書状には、安政金鑄造停止後の江戸金座での天保金の引き替えについて述べられている。

表2 大坂・京都三井組の天保金差し下し (1859~1860)

年	差下日	古金内訳	古金高	増歩・増金	両・分	送金額	為替・飛脚の送金記事 (判明分)	書状日付
	6月8日	文政小判	200	60	383	正登セ?		6月8日・7月8日
	6月8日	文政草文二分判	100	23				
	7月22日	天保金	500	125	2,500	8月22日夕御通達	参着限、米屋伊太郎出分	7月22日・9月24日
	7月28日	天保金	500	125	2,500	9月6日夕御通達	参着限、米屋伊太郎出分	9月24日
	8月27日	天保金	1,000	250	600	9月6日夕御通達	京店より相廻り候分	9月24日
	9月1日	天保金	1,000	250	650	9月6日夕御通達	十日限、米屋伊太郎出分	9月24日
	9月2日	天保金	500	125	1,000	9月13日限	炭屋安兵衛分、炭屋安兵衛差図方、竹原文右衛門渡	9月24日
	9月4日	天保金	500	125	1,000	9月13日限	炭屋安兵衛分、炭屋安兵衛差図方、竹原文右衛門渡	9月24日
	9月4日	天保金	1,000	250	1,000	9月13日限	炭屋安兵衛分、竹原文右衛門渡	9月24日
	9月4日	天保金	3,000	750	2,000	9月12日出店状	参着限為替、竹川店	9月24日
	?	天保金	1,000	250	?	?	?	9月26日
	9月7日	天保小判(京都店)	1,000	250	?	?	?	(別928)
	11月12日~	天保金(阿波藩)	4,000	1,200	?	為替納?	?	11月16日
	2月28日	天保小判	300	558	400	逆為替	内参着限、加作登セ逆為替(残り458両は不明)	2月28日
	3月28日				3,000	5月1日限	初建分、米千手形、米伊出分	
	~				5,000	5月11日限	二建分、米千手形、米伊出分	
	4月8日	天保小判	7,000	15,312.2	5,000	5月14日限	三建分、竹文手形、炭安出分	4月8日・
					5,000	5月17日限	四建分、竹文手形、炭安出分	5月28日
					4,300	5月28日限	五建分、竹文手形、炭安出分	
					12.2	5月28日書状	封中、為正御登二御取斗	
					3,000	5月4日正登七十日限	京屋(京屋弥兵衛)渡シ	
					2,000	5月4日為替	竹原(竹原文右衛門)渡シ	
	4月18日	天保小判(先口)	5,000	11,500	2,000	5月12日正登七十日限	京屋(京屋弥兵衛)渡シ、万延二分判・万延二朱金	4月18日・
	~				3,000	5月12日正登七八日限	江戸屋(江戸屋仁三郎)渡シ、万延小判・万延二分判	5月28日・
					4,000	5月14日正登七八日限	江戸屋(江戸屋仁三郎)渡シ	6月6日
					2,500	5月14日正登七十日限	京屋(京屋弥兵衛)渡シ	
	6月21日	天保小判	1,500	7,125	3,000	7月4日限(逆為替)	炭安(炭屋安兵衛)下・竹文(竹原文右衛門)渡	
	6月24日	(跡口5000両の内)	1,500		4,000	9月5日限(逆為替)	中井(中井新右衛門)渡	6月2日・7月2日・7月9日・9月2日
		合計	28,600	38,028.2			竹原(竹原文右衛門)渡	

万延元年

表3 三井組(大坂・京都)の旧金貨差し下しと代り金(1859~1860)

	安政6年~万延元年	
	古金類計	渡し金
	両	両.分
文政小判	200	260
文政草文二分判	100	123
天保小判	15,300	49,795.2
天保小判(京都より)	1,000	1,250
天保金(内訳不明)	12,000	15,200
全古金合計	28,600	-
(代り金)	-	66,628.2

注)「渡し金」は代り金・増歩・増金の合計である。

保字金引替方之儀、先達而迄者日々座方江金高御差出候而も速二引替不相成、或者半高、亦者三箇一与、其時之模様二寄御差出候儀二而、差支勝之処、此節二至り候而者、申立高直様引替候様相成、都合能御座候処、去ル十九日御金改役所より当組御呼出二而、御掛り様御談之趣を以座人衆被申談候者、保字金引替三三日皆無差出申、尤外引替所者多少共引続差出候旁不出精候様被存、其方儀者引替所二而茂別段之訳二付、外々々万事相進ミ候半而者不都合二付、精々無油断取集差出候様被申聞候二付様々御配慮被成候

天保金の引き替えは、最近まで日々金座へ天保金を差し出しても速やかに引き替えてはくれず、半分や三分の一と、その時の模様に応じ

て差し出しており、差し支えがちだった。近頃になって三井組が申し立てる金高をすぐ引き替えてくれるようになった。八月十九日に三井組が金座に呼び出され、座方衆の話では天保金の引き替えがこ三日ないが、引替所の両替商一統は、油断なく天保金を集め金座へ差し出すよう言われた。

他方、同年九月二日書状には大坂の状況報告がある。

保字金追々取入、代り金為替相手有之候二付、先便都合佐仙^(五千)両当地取組申候処、其御地々茂御仕登せ相成、式重二御座候得共、

保字金追々取入可申積り之処、先頃分兎角集り兼候へ共、取入出

来候分、去ル十七日サ舟^(五百)両、今夕曾仙^(二百)両、明夕サ舟^(五百)両、都合セ仙^(二千)

両差下、跡セ仙^(二百)両取入次第追々差下申候間、左様御承知可被成候

大坂両替店は天保金の代り金について、為替相手があつたため都合五〇〇〇両を大坂から取組依頼をしたところ、江戸でも為替取組があり二重になっていた。引き続き天保金は取り入れる積りだが、先頃集まりにくくなっている。しかし、九月一七日に五〇〇〇両、同二日に一〇〇〇両、同二日に五〇〇〇両の合計二〇〇〇両を江戸へ差し下し、更に二〇〇〇両も取り入れ次第差し下すため、そのように承知してほしいと述べている。

同年九月二四日書状には、これまで差し下した天保金、為替で差し上げた天保金の代り金・増歩分について勘定を行っている。表2に示したように、七月二日(九月四日)に大坂から差し下した天保金五〇〇〇両、それに対し、その代り金・増歩は合計六二五〇両だった。他

方で、八月二八日、九月一三日に江戸から大坂への為替取組は合計九二五〇両で、為替での送金分が三〇〇〇両多いことになる。これについては、今後の展開も含め次のように述べている。

請渡差引当時マ仙兩代り金為御差登有之候間、右五口差下し後、保字金マ仙兩追々差下可申旨、右様相成候而御頼被仰聞候而分差下し、初建八月廿七日差出曾仙兩之口分都合工仙兩高二相成申候条、然ル上者不遠歩增高工舟サシ兩之儀者為御登為替御取組御仕向可被成儀二御座候旨、此段承知宜取斗御頼被仰聞御紙面之趣夫々承知いたし候、然ル処去ル十二日竹川二為替相手有之候二付セ仙兩取組、残金マ仙兩与、都合サ仙兩預り申候処へ、先便保字金七仙兩差下申候、跡七仙兩取入出来次第追々差下可申積り二御座候、其余保字金取入并二代り金為替取組之儀茂相見合可申候、就右増歩工舟サシ兩御登二不及候

天保金の差し下しについて、初建以前は二口で一〇〇〇両(代り金・増歩分一二五〇両)。八月二七日以降差し下した五口で四〇〇〇両に加え、追加して三〇〇〇両を差し下せば、合計で天保金七〇〇〇両(代り金・増歩分八七五〇両)となる。二つの代り金・増歩分の合計は一萬兩、江戸から大坂への為替取組は合計九二五〇両のため、大坂の不足分七五〇両の為替取組を頼んでいた。この書状では同時に、天保金の差し下しをより進める案も記されている。それは、九月二二日に竹川店に為替相手があり二〇〇〇両を為替取組し、この段階での先の残り三〇〇〇両も加えると、合計五〇〇〇両を大坂が預かること

になる。

九月二二日書状でも述べたように天保金二〇〇〇両を江戸へ差し下したならば、新たに二〇〇〇両の取り入れが出来次第江戸へ差し下す。ここまで来て、大坂での天保金の取り入れと江戸からの為替取組を一旦停止する案である。そうなれば不足分七五〇両は上せなくてよいと判断している。そして、同年九月二六日書状では、不足分七五〇両を相殺した上で大坂側に余分が出るため、天保金を追加で差し下す案が述べられている。

保字金初建先月廿七日出より已後保字金高工仙兩迄差下、一ト先右二而極り御付度、就而者勘定尻工舟サシ兩為御差登可被成御心組之処、去ル十二日出店状分参着限為替竹川店へセ仙兩、則去ル十九日御渡候儀二付、右工舟サシ兩之儀者七仙兩為替之内二而差引相建金残、為差高イ仙七舟サシ兩相成候間、相頼高工仙兩之処、今曾仙兩正下し取斗、都合子仙兩差下可申様此段被仰聞

大坂から江戸への差し下しは、一先ず天保金が初建八月二七日以降七〇〇〇両まで累計されて一旦停止にしたことが確認できる(表2網かけ部分)。代り金・増歩分について大坂の不足分七五〇両は為替で大坂へ送るが、九月二二日に江戸を出た「参着限為替」は竹川店で一九日に渡す。不足分七五〇両は二〇〇〇両為替の中で差引するが、一二五〇両余る。そのため、天保金七〇〇〇両としていたが、一〇〇〇両を追加し、八〇〇〇両にする案が出されている。

大坂から差し下した天保金高、江戸から為替で送られるその代り

金・増歩高、この両者の関係は対応したものではないため、ある一定期間内で差引を行って調整を必要とした。しかし他方では、天保金を追加して差し下す要求もあり、一〇〇〇両を追加させた案はその一例になる。大坂での一旦停止の事情を、先の同年九月二四日書状「猶以」で説明している。

本文保字金追々取入相成引替断候残念与思召、差向金操之御都合茂有之候二付、一応者本文之通一ト極り御付、自然追々取入出候八、京店にて者出方抄々敷無之趣被申越候間、同所二引合廻し置可申歟、何れ之店二而も都合宜敷様被成度、外方江振向候義も呉々残念二思召被成候、又京店二溜り候八、其御地へ仕向方御頼遣し候而も、代り金之操合二茂不及義旁、其迄可然駆引可致

天保金の取り入れ・引き替えを断るのも残念だが、金繰りの都合もあって一区切りつけた。この後、天保金を取り入れたならば、京都での取り入れが抄々しく無いため、京都へ廻すべきと考えている。大坂店の立場は京都・江戸店も差が出ないようにすることを考えており、外方へ天保金振向けは残念と思われる。京都店に天保金が溜れば江戸へ差し下しを頼んでも、代り金の繰り合いに及ばなくても、駆け引きはしておくべきである、と述べている。

事実、同年九月七日に天保小判一〇〇〇両が京都より江戸店へ正下しされている。

そして同年十一月一六日書状には、大坂での天保金取り入れと差し下に要した諸費用の「覚」があり、「覚」の前半部分は八〜一〇月

に江戸へ差し下した天保金七〇〇〇両に関するものである。ここでの諸費用は小計で金七両二分、銀一貫九二四匁で、内訳は次のようになる。金七両二分は遠方へ天保金取り入れを頼んだためそれぞれへの挨拶金三〇〇〇疋である。銀一貫目は天保金代り金の内で大坂より逆為替取組の為替打、銀九二四匁は差し下した天保金の飛脚賃である。

大坂三井組へ天保金持参者の場所については、大坂市中や摂津が多いが、それ以外では河内・和泉・播磨・近江・備前・備中・讃岐・豊後があげられ、大名家では明石家中・周防徳山家中からも見受けられる。

2 阿州徳島藩からの天保金取り入れ

三井組では、天保金の差し下しは安政六年八月二七日から七〇〇両まで累計されて一旦停止となった。しかしその代りに、大坂では阿波徳島藩が持ち込んだ天保金を二度にわたり対処しなければならなかった。

一度目は、安政六年十一月五日書状に、徳島藩から天保金四〇〇〇両の引替依頼がある。三井組は突如求められた多額の天保金と、藩からの細かい要求に苦慮することになる。

保字金ツサ仙阿州辺々登り込申候処、御増歩セシサ両之外二打銀*申請度由二付舟両二付セマシ、位之事申遣し候処、多分之

義申越候間、其元打銀何程迄御差出可被成哉、思召可被仰聞候、

尚又代り*金逆為替此頃打銀舟両二付チウシ、位打銀差出不申

而者為替相手無御座候、右辺之処も御算当之上、御勘考否早々可被仰聞候、右代り金為替無打二而取組先御座候得共、御差支之由二付一応乍序御尋得御意候、右者其御地阿州様御屋敷納二御座候間、右之段正六日限便りを以、御尋為可得御意如此御座候

筆者注：（*1）箇所には「之儀多分二」の抹消あり。（*2）は後述。

天保金四、五〇〇両が徳島藩から送られてくるという。藩側はまず一〇〇両につき二五両の増歩、他にも打銀をも要求してきた。三井組は打銀について一〇〇両につき銀二、三〇匁位を提示したが、藩は更に多くの打銀を要求してきた。そのため大坂では、藩の打銀の要求に対し、江戸側がどの程度打銀を出してくれるかを尋ねている。

そして、天保金の代り金について近頃の逆為替の打銀が一〇〇両につき銀八、九〇匁位出さないと為替相手がいないことを大坂から江戸へ伝えている。そして大坂では、これらのことを江戸で算当した上での返答を求めており、天保金の代り金について無打での為替取組先があるのだが差し支えているようなので状況を一応尋ねている。これらは其御地である江戸の徳島藩屋敷への納金を前提にしていると述べている。藩へ代り金を渡すことについては、史料中^(*)の箇所には「阿州様御屋敷納之為替手形相渡申候而者、御差支二相成申哉」と藩屋敷納の為替手形で渡したい案も記したが、抹消している。

しかし、同年一月一五日書状には、先の見込みと異なり逆為替の打銀が低落している様子が窺われる。そこには「保字金代り逆為替、此頃相手有之、追々打銀薄二相成、此頃二而者舟兩^(四)二付七匁替差出候

八、或三千両取組出来、尚又追々下し為替之時分二相成申候、及無打二も可相成与奉存候、右者為替打下落相成申候故御心得迄」とあり、天保金の代り金に関する逆為替について、この頃は為替相手もあり為替打銀も下がり、この頃は一〇〇両につき七匁出せば、二、三〇〇両の送金ができる状態にあり、無打もあり得ると大坂で確認されている。

他方、三井組の大坂支配人から京支配人への同年一月一七日書状には、逆為替について「保字金代り逆為替相手洋銀之義、金二御座候半而者相手御座なく候、依之近夕為替取組之節、洋銀之外有合金二而取組可申候」と報告しており、逆為替相手の洋銀のことは金でない相手がいらない。そのため、洋銀の外に有合金で取り組むことを知らせている。

同年一月一六日書状には、徳島藩からの天保金引き替えについて、次のような藩の要求も記している。

保字金^(四)ツサ仙兩之内曾仙兩丈ヶ此程代り金差急ぎ可申趣二而持付、増歩之義其御地今御返事之上相渡可申筈二而、代り金丈ヶ者相渡置申候、右曾仙兩之内去ル十二日サ舟兩^(五)差下、跡サ舟兩者明十七日夕差下可申積り御座候而、又マ仙兩^(三)今日取入申候付、追々二曾仙兩^(二)宛差下可申積り、右代り金之内、曾仙兩分者当座口預り之内今引取、跡マ仙兩分代り金十日限已上之限二而、来ル廿五日今廿八日限迄之内之限二而、素人渡し為替取組可申積り、右御屋敷納為替之義被仰聞候通り二行届不申故、矢張少々為替打差出、

両替方へ取組申候

徳島藩が持ち込む天保金について、その内の一〇〇〇両だけは急遽代り金が欲しいというのである。増歩分については其御地である江戸からの返事が到来の上で渡す筈なので、代り金の一〇〇〇両だけを渡した。この天保金一〇〇〇両は、五〇〇両ずつ十一月二日と一七日夕に江戸へ差し下す。また三〇〇〇両は今日一六日に取り入れるため追々に一〇〇〇両ずつ差し下す積りだが、この代り金については先の一〇〇〇両分が当座預かり内で処理するが、後の三〇〇〇両が一〇日限以上の限りで十一月二五～二八日限の素人渡しのため替にする積りである。ただ、藩屋敷納の為替は仰せのようにはいかず、少々の為替打を払ってでも両替方へ為替取組をするようになると述べている。しかし天保金の代り金・増歩・増金が、江戸の藩屋敷へいつどのような形で納められたかまでの記載はない。

先にもあげた同年十一月一六日書状にある、大坂での天保金取り入れと差し下しに要した諸費用の「覚」の後半部分は、十一月二日以降江戸へ差し下した徳島藩からの天保金四〇〇〇両に関するものである。ここでの諸費用は小計で金二〇三両二分、銀三貫七二八匁で、内訳は次のようになる。金二〇〇両は「別段諸入用」で一〇〇両につき五兩、三兩二分はこの十一月一六日書状の飛脚賃である。銀三貫二〇〇匁は「附儀世話料・為替打」込みで一〇〇両につき八〇匁である。銀五二八匁は天保金差し下しの飛脚賃である。

そして、この中で注目すべきは安政六年十一月段階で、公定の増歩

一〇〇〇両につき二五兩の他に、「別段諸入用」という増金が一〇〇両につき五兩あることである。そのため、実質的に天保金一〇〇〇両につき一三〇両になっていた。

三 万延元年の天保金差し下し

1 阿州徳島藩からの天保金取り入れと増歩公布での挫折

阿波徳島藩からの二度目の天保金の持ち込みは、大坂が江戸と阿波表の仲介に立つて、天保金の代り金・増歩・増金の交渉を行う形をとった。順調かと思われたこの仲介は、交渉が安政七年（一八六〇）正月へと差しかり、幕府による天保金・安政金の増歩とも重なり、交渉困難に陥る事態になった。

安政六年二月一八日書状に、徳島藩から再び天保金引き替えの話が見える。

保字金（四十五）ツサ仙（四十五）両斗り又候阿州辺分登り込候処、代り金正字金小判

二而申請、尤セシ（二十五）サ兩増歩之外二、増歩申請度候由申居候二付、

其元思召茂御座候八、掛合申候間、代り正字金為御登可被成候、

何分正字金入用之由御座候、篤与御勘考可被成候

再び徳島藩から天保金四、五〇〇〇両が到来するとあり、今度は天保金の代り金を安政金で求めており、一〇〇〇両につき二五兩の増歩、他の増金も要求している。藩は安政金を入用としており、江戸に対しそれらを考慮した上での意見を求めている。

その後、安政七年正月八日書状では、増歩と増金の総額、天保金の代り金・増歩・増金の内訳について阿波表の意向も含まれて議論されている。長文にわたる書状だが、その内の主に二箇所について検討していきたい。

阿州分登込候正字代り一条、通例セシサ兩之外二、マシサ兩御差出、諸入用御請付取付候儀御頼被仰聞候得共、先方金品好も在之義二付、取入之辺も無覚束思召候二付、右望人方江再応其辺為御申聞候処、何分二も達而取入度趣二而舟兩高二付合カシ兩之外サ兩宛位者差出候而も、折入而頼出候二付、此段承知可相成者カシサ兩迄二而手取相成候様執斗可申、尤旧冬御沙汰之筋も無之故、他向氣配相弛ニ候

徳島藩が天保金の代り金に安政金を求めていることについて、通例では増歩二五兩の他に増金三五兩で合計六〇兩を差し出す。しかし、藩が天保金の代り金について要望を出しているため、江戸へ相談した。藩からの天保金について、江戸側からは是非とも取り入れて貰いたい要望であった。そのため、天保金一〇〇兩につき六〇兩の他にも増金五兩位を加え、合計で六五兩まで差し出す用意があるとしている。天保金価格が上昇しているが、安政六年冬に幕府から更なる増歩の沙汰は無かったため気配が緩んだとも述べている。

更に、同書状の後の箇所、藩からの答えを踏まえて次のように江戸へ伝えている。

右者旧蠟早速可及御答所、阿州国元へ引合問取、延引相成、不都

合之御事ニ御座候、決而打捨候儀ニ而者無之段、不惠御推察可被下候、切前文之次第柄を以、一際突込引合および候所、何分先便得御意候通、正字小判入用二付、御増歩丈ケ御取交相成候様奉存候、譬而申候得者、元百兩之御増歩セシサ兩丈ケ正字小判御交セ、残元百兩并前増歩ツシ兩者洋銀之外有合金二而、御手取可相成候様先方申居候、何分正小判入用二付御六ケ敷御座候得共、右様御工夫相成候ハ、殊二寄イセ万兩位迄差出候様申居候、右等を以可然御勘考否御治定之所、御答早々可被仰聞候、右其御地之思召次第柄二而、尚又急々引合相詰可申候

徳島藩の天保金については安政六年末に速やかに江戸へ返答すべきだったが、阿波表への問い合わせが延びて返答が遅れたと述べている。その結果として、先便の内容通り、藩は安政小判が入用なため増歩分には含めて貰いたいとのことであった。例えば、天保金一〇〇兩ならば、代り金・増歩・増金で一六五兩になるが、内訳を公定の増歩二五兩は安政小判で、代り金一〇〇兩と増金四〇兩の合計一四〇兩は洋銀・有合金で受け取りたいと藩側は述べていた。藩側の安政小判入用で難しい要望になったが、このように工夫をしてくれれば天保金一、二万兩までは差し出す用意があるとも述べている。その上で、江戸でこれらを勘考した上で大坂への返答を求めており、江戸の返答次第で大坂では交渉を急ぎ詰めていくと述べている。

そして、同年正月二日書状では、安政六年末〜七年初にかけての天保金価格の上昇、徳島藩からの天保金について議論されている。

保字金之儀、舟兩^(百)二付増歩共ニカシサ兩迄^(六十五)ニ而取付之儀被仰聞、尤去暮押詰者金操^(繰)之模様ニ候哉、氣配相弛^(三)年内開莞無之旁、如何可相成哉ニ思召候之処、初春ニ到弥景氣克、尚六日七日之頃一度下落、其後日々勢ひ相付、此節過分之増方取引二付、旧蠟被仰聞候、被御頼先分舟兩^(百)二付チシサ兩^(八十五)ニ而、達而相讓與候様被申込被成候二付、幾ツ頃・何程ニ可被仰出哉事実不分明ニ被思召候間、去冬御覚語被成置候ツ仙兩之内セ仙兩丈ケ御引訳御内々御譲遣し、右様之訳柄二付、未否御答者不致候得ども、旧蠟御通達之通カシサ兩ニ而取入相成、最早通達状道中ニ而兩三日之内着状いたし候共、増方相直し改チシ兩^(八十五)ニ帳合可致、若末手ニ入慮候八、舟兩^(百)二付チシ兩^(八十五)ニ而セ仙兩^(二百)ニ而もマ仙兩^(二百)ニ而も、又者曾仙兩^(二百)ニ而も宜候間、精々厚配取付者申間敷哉、代り金之儀前々御申越候通、何程打銀御差出候而も宜、為替取組參着ニ而取付可申、右四日限ニ而も五日限ニ而も宜、若相手無之候ハ、右之趣四日限を以可^(百)得御意旨、於其御地參着為替御取組為御差登可被成

大坂において、天保金一〇〇兩につき増歩・増金六五兩で取り入れる件で、その展開を述べている。主な内容は次の五点になる。①安政六年末の金繰りの模様なのが景気が緩み天保金価格は下がった。同年に入ると気配は良く、正月六〜七日に一度下がったが、その後は次第に上がって最近では過分に高い取引価格になっている。②そのため天保金一〇〇兩につき、増歩・増金が昨年末は六五兩だったがこの時点は八五兩で譲ってくれるように申し込んでいるが、いつ、どれ位の

天保金が出てくるかは不分明である。③徳島藩から昨年冬にあった天保金四〇〇〇兩の件では、その内二〇〇〇兩を分割して内々に譲ってくれる状況である。藩からのこの天保金は、未だ返答は得ていないが昨年末通達での天保金一〇〇兩につき増歩六五兩で取り入れる。④今後の展開について、江戸から通達状は三日内に大坂着するが、これまでの増歩・増金を直し八〇兩で帳合すること。天保金を取り入れられるのならば、一〇〇兩につき八〇兩位で二、三〇〇〇兩でも、一〇〇〇兩でも取り入れる。⑤代り金は前々から伝えているように、為替はどれだけ打銀を出しても取り組んで大坂着後に決済できるようにする。為替は四日限でも五日限でもよく、大坂で為替相手がいないなら、四日限の飛脚で江戸へ知らせる。江戸では參着為替を取り組んで大坂へ送ることにする。

そして今後の徳島藩への対応について、同書状では次のようにも述べている。

早速御通達通、保字金^(二百)七仙兩御増歩之内正字金^(五百)サ舟兩・別増子舟^(八百)兩并元金洋銀之外有合金二而相渡り候趣を以、頼克之者へ引合候処、尚亦同人今阿州表江別仕立早便を以通達いたし候得共、海陸往返十日程も相立不申候半而者出来不申、尚又御仕向ケ為替手形并正字金^(五百)サ舟兩も到着いたし不申対応いたし候

江戸から通達を受け取り、大坂では天保金二〇〇〇兩の増歩五〇〇兩が安政金、増金八〇〇兩と代り金が洋銀・有合金で渡す旨を阿波表へ早便で通達したが、書状の往復に一〇日は要すると述べている。大

坂へ向けられている為替手形と安政金五〇〇両は到着していないが、対応はしていくと江戸へ知らせている。

安政七年正月段階では、天保金価格が幕府からの増歩発表を目前にして上昇していった。徳島藩からの事例では、公定の増歩一〇〇両につき二五両、増金が一〇〇両につき四〇両が渡される約定だった。すなわち、天保金一〇〇両につき一六五両である。その直後辺りからは上昇して一八五両での取引交渉となり、大坂では修正して一八〇両で帳合するようになったことが窺える。そして、代り金・増歩・増金を渡す際についても、有合金のみならず場合によっては洋銀も用いることも可能だった。

同年正月一九日の老中達書で天保金・安政金の直増割合は、天保小判が三兩一分二朱(一〇〇両につき三三七兩二分)、天保一分判が三分一朱(一〇〇両につき三二五兩)、安政小判が二兩二分三朱(一〇〇両につき二六八兩三分)、安政一分判が二分三朱(一〇〇両につき二七五兩)で決定された。¹⁹⁾ 同年正月二五日書状には、江戸での天保金・安政金への増歩情報が大阪へもたらされ、徳島藩との交渉中の三井組は衝撃を受け、状況も一変した。

保字金之儀、先方手抜なく早急引合詰、正字金到着之上、取引可致約定之処、昨廿四日此度之御触写早便を以、当地夫々兩替屋中江も夫々通達有之、最早市中御発し同様二相成候、然ル処正字金漸々今日到着致シ候得共、右之次第二付、押而引合も相成兼候、且阿州表々返書・保字金茂不致到着趣甚心痛千萬罷在候

筆者注：傍点箇所は抹消されている。

徳島藩からの天保金は、交渉も詰めに入り安政金が大坂着になり次第、取引開始を約束していた。しかし、昨正月二四日に天保金・安政金への増歩の触書写が江戸から大阪両替商へも早便で通達され、大坂市中へも公布されたものと同様になった。今日二五日に皮肉にも安政金が大坂着になったが、増歩により押して交渉もできないとしていゝる。阿波表からの返書と天保金は大阪着になっていないため苦境に陥っていると述べている。

これまでの展開に従うと、増歩対象になった安政金が徳島藩に渡されると、いわば旧金貨の引き替えて引替元金を旧金貨で渡すような事態が出現することになる。しかも安政六年の旧増歩よりはるかに高い増歩割合が、この先の交渉を困難にさせ、三井組を悩ませた。

その後、同年二月二五日書状には大阪三井組も徳島藩も困惑した様子が見える。

保字金之儀二付、御丁寧之御挨拶被仰聞奉痛入候、右掛合振、其後通達之模様御伝居候得共、掛合向六ヶ敷事与相見得、尔今左右無之者御頼先々者日々罷越相尋候得共、右之成行任夫道与御答、先方二而も当惑残念相見得候

天保金の件では痛み入ると述べている。徳島藩との掛け合い振りは伝えてはいるが、掛け合いは困難だと見られる。頼み先の藩から日々尋ねに来るが、成り行きはその道に任せるしかないと藩に答えたところ、当惑残念がられたと述べている。

そして同書状で、江戸へは「先方仲人茂段々致心配居、阿州表江別段夫而已罷下り再三引合致し候得共、何分三両壹分貳朱之御発し相成候事故、六ヶ敷尔今治定、阿波表分返書参り不申、甚以不都合之次第二御座候」と伝えてゐる。つまり、藩側の仲人も心配しており、増歩前から阿波表へ罷り下り再三にわたり意見と利害を調整してきたが、天保小判一両が三両一分二朱（一〇〇両につき三三七両二分）に増歩された以上、今までの流れでの治定は困難と判断した。阿波表から返事は来ず、大坂では甚だ不都合を強いられている。今後への願望として、「正字小判御預り申置、被仰聞候通り責而保字金（一十）仙兩丈ヶ取引出来候ハ、致大慶候」と、安政小判は大坂で預かり江戸側が言うように阿波表からせめて一〇〇〇両だけでも取り入れられたら、それは大慶だとしている。

また同書状には、天保金一〇〇〇両を一六五〇両（代り金は安政金五〇〇両と有合金五〇〇両、旧増歩は有合金二五〇両、増金は有合金四〇〇両）としてみる案が書かれている。しかしこの案を分析すると、安政金五〇〇両を増歩（一〇〇両につき二六八両三分）しても一三四三両三分、他の有合金一五〇両を加えて二四九三両三分にはなるが、天保小判一〇〇〇両の増歩高三三七五両に及ばないため交渉にも限界が出たのだろう。天保金一〇〇〇両だけでも取り入れたい江戸からの願望むなく、同年二月二八日書状の最後には、事実上の交渉の打ち切りが江戸へ伝えられた。

先便度々得御意候通り、阿州保字小判取入、段々引合候得共、尔

今治定不申参、心痛罷在候、尤阿州先方者御武家方二付、此俚に打捨逆茂六ヶ敷奉存候、余り延々被置候様被存候間、逆茂埒明申間敷与奉存候付、右正字金致返進度候、右者正下し二可致哉、思召被仰聞候、先者右御尋得御意度如斯御座候

大坂では交渉が治定せず心痛しているが、徳島藩という武家方を相手にしているため、このまま打ち捨ててもできず、放置することもできない。これ以上の埒も明かないため、安政金五〇〇両は江戸へ正下しで返す方向で検討していることを伝えている。

そして、同年三月一五日書状には、天保金に関する徳島藩との交渉失敗の事後処理と、この一件についての心情が吐露されている。

保字一条二付立入候仁、阿州表引合旁諸入用等取調、可得御意様被仰聞承知いたし候、右者聊之儀二付、其辺之御心配御無用奉存候、則正字金者今夕十日限を以差下申候、其着改御請取可被成候、委細者店状分得御意儀二御座候、誠二右一条者、際場二到行違ひ右様二而難相済、段々骨折工夫を廻し候へども天運拙く残心之到、其御地へ対し御氣之毒千万奉存候、御叮嚀之御挨拶実以奉痛入候

江戸からは大坂での阿波表との交渉で要した諸入用の報告を求めてきた。大坂ではそれは聊かだったと理由をつけ心配無用と答えている。安政金は今日一五日夕に一〇日限で大坂から江戸へ返送も完了しており、詳しくは店状に記してある。そして、阿波表との交渉は「際場」になつて増歩公布で行き違いが生じ、その後も交渉で工夫もした

が困難になり、天運なく「残心之到」となった。そのため、其御地の江戸へも迷惑をかけたと述べており、江戸からの丁寧な挨拶に感謝している。

徳島藩からの二度目の天保金の持ち込みは、幕府により天保金・安政金への増歩が公布されたことで交渉困難に陥り、結局は藩でしばらく退蔵された。次に藩が引き替えの話をし出してくるのは文久元年（一八六一）五月二五日書状になる。

2 増歩公布後の天保金価格の動向

大坂では天保金・安政金への増歩公布を境に、天保小判一〇〇両への増歩が一・二五両から、直ちに増歩三三七兩二分へと上昇した訳ではなかった。

大坂で公式の増歩を下回る価格で取引されていた背景には、次の三つの要因が考えられる。①大坂では引替元金に基づく引き替えが未だ行われていないため、持主は天保金を江戸へ差し下しの依頼を出しても、次に代り金・増歩の受け取りがいつになるか全く不分明なため、持主が差し下しに対し消極的態度であったこと。②大坂は遠隔地になるため、江戸へ差し下すならば、様々な障壁と手数料を含む費用が新たに発生してくる可能性が高いこと。③江戸より大坂に戻される代り金・増歩の内容が、有合金や洋銀であることも考えられ、必ずしも新鑄の万延金で全てが渡されるとは限らない。まして、有合金には天保二朱金は入らなくなると考えられ、一分銀や一朱銀そして安政と万延

の二分判などが交じるものとも考えられる。

それでは次に、大坂での天保金価格の上昇について、その変遷を安政七年（一八六〇、万延元年）二〇九月の書状から辿ってみたい。

安政七年二月二八日書状に、大坂での天保金一〇〇両当りの「算当振合」がある。

一 保字金舟兩

代り有合金三百三拾七兩貳分

右打マメサ舟、

当時相庭七拾四匁五分

此金四拾六兩三分三朱余

差引

メ金貳百九拾兩貳分貳朱

凡右様二相成、両替躰者打銀壹兩二付マシサ、位二致取引、

素人々者保字金イ兩代りセ兩マ分セ朱余二而致取引候よし

右之通二而、当時致取引居し候よし二御座候共、变化之程行々之

所二而難斗、御差直セ舟チシ兩分セ舟チシサカ兩位二而者、取入

難致候

この時の公定の増歩では、天保小判一〇〇両につき有合金三三七兩二分とある。ここから四六兩三分三朱余（天保小判一〇〇両の打銀三貫五〇〇匁を、当時の金相場一兩につき銀七四・五匁で割った値）を差し引くと、二九〇兩二分二朱になる。天保小判一兩に関して、手数料である打銀は両替商間では三五匁、素人からの買い取りは二兩三分

二朱（一〇〇両につき二八七兩二分）である。つまり、この時の大坂での天保小判一〇〇両の価格は、両替商間では二九〇兩二分二朱、素人からは二八七兩二分であった。それに対して、江戸からの指値は二八〇（二八六兩位であるため、大坂では江戸からの指値では買い取りにくいとしている）。

万延元年四月、江戸での万延の改鑄実施に伴う引替開始に先んじ、同年閏三月一八日書状には、大坂でも引替元金による引替開始を望む動きがあった。

一 保字小判いつ頃より引替相始可申哉、（*）近々相始可申様之噂御座候、右二付此頃マ両^(三)セ朱^(三)マ朱位^(三)二内々取引いたし候、先二も有之当店取引先より保字金サ力仙^(五、六千)兩預り有之、右之分其御地二而御払かた相頼呉候様申参り候間、差下候八、何程二而御引受可被下候哉、早便を以可被仰聞候、尤^(*)右保字金当店二預り有之候間、御引請直合之処被仰聞候八、先方へ引合之上早々差下可申候

筆者注：（*1）に「当地二而」、（*2）に「此度分者最早」の抹消あり。

大坂からは、天保金の正式な引き替えの開始時期を尋ねており、近日常に開始の噂があることを江戸へ伝えている。その影響もあり、大坂では天保小判一両につき三兩二（三朱で内々に取引され、これに従えば、天保小判一〇〇両につき三二二兩二分（三一八兩三分になる。更に、大坂店では取引先より天保金五、六〇〇〇兩を預かっており、それを江戸へ差し下したいが、どのような条件で引き受けてくれるかを江戸へ早便で尋ねている。大坂店が天保金を預かっているため、江

戸での引き請けの値合わせを教えてください、取引先と交渉した上で早々に差し下したいとしている。

この天保金価格に関する返答内容は、同年閏三月二八日書状に見える。

一 保字小判引替之模様御尋、得御意候処夫々被仰聞、且右金其御地

二 おいて御払方之儀、無被相頼候二付、御尋得御意候左二

一 保字小判イ兩二付

代り マ兩マ朱替

一同壹歩判イ兩二付

代り マ兩イ朱替

右直段二而、金高サ力仙^(五、六千)兩迄者先方引請可申段被申聞候、尤右

代り金四・五月兩月二者、セ万兩位之融通出来候由二而、手堅

御先二而御座候故、弥相談出来候儀二候八、約定書取替セ致置

度旨申出候

天保金を大坂から江戸へ差し下して引き替えた場合、天保小判一兩は三兩三朱、天保一分判一兩分は三兩一朱である。これに従えば、天保小判一〇〇両につき三二八兩三分で、天保一分判一〇〇両につき三〇六兩一分になる。大坂で預かる天保金五、六〇〇〇兩は、天保金代り金も二万兩位は四、五月に大坂へ送金可能である。手堅い相手でもあるため大坂では取引先と相談の上、約定書も取り交わしたいと江戸へ伝えている。

その後の価格は、天保金の江戸への差し下しと、大坂への為替の上

せて、天保金価格が窺える。同年五月二十八日書状には、天保小判二〇〇両が代り金・増歩で六六〇〇両となっており、一〇〇両につき三三〇両であることを示されている。同年九月二日書状には、天保小判二〇〇〇両が公定の増歩通り一〇〇〇両につき三三七両二分になった。

安政七年（万延元年）の大坂での天保小判一〇〇〇両の価格の変遷は、正月は一六五〇一八五両、二月の天保金・安政金への増歩直後は二八七両二分〇二九〇両二分二朱、閏三月の江戸での引替開始直前は三一二両二分〇三一八両三分、次節でも述べるように五月は三三〇両と三三七両二分へと変化していったことが窺える。

3 三井組での取り入れと差し下し中断

この時期、幕府内部でも万延元年（一八六〇）三月に外国掛大目付目付から老中へ出された産物方取建并商法試行の件での上申書の冒頭には、「御開港後者、日増二物価騰踊、殊金銀座貨幣引換滞、銭相場も引上⁽²⁰⁾とあり、開港により物価や銭相場が上昇し、且つ安政の改鑄と万延の改鑄の間にあつて金銀座での鑄造と引き替えが滞っている状況が指摘されている。

次に、天保金・安政金に対する増歩後の大坂三井組による天保金の江戸への差し下しについて述べていきたい（表2参照）。

安政七年二月二十八日書状には、天保小判三〇〇両を二月二十八日夕に江戸へ差し下され、これは大坂でようやく一〇〇両につき二八六両で取り入れできたものと報告している。代り金八五八両は有合金で渡さ

れるとあり、その内の四〇〇両（参着限、加作登せ逆為替）の送金が確認できる。また、この逆為替による打銀四六〇両だった。

万延元年四月八日書状には、天保小判七〇〇〇両が同年三月二十八日夕〇四月八日夕に江戸へ差し下したと報告されている。差し下しの飛脚賃は一〇〇両につき銀一三匁二分で、合計で銀九二四匁であった。

その後、五月二十八日書状には「保判工仙両⁽²¹⁾」について「代り金・増歩共、御約定之通、有合金セ万セ仙⁽²²⁾マ舟シセ両七分⁽²³⁾、但マ舟シチ両マ分替⁽²⁴⁾」とあり、天保小判七〇〇〇両の代り金・増歩の合計二万二二三一二両二分について送金が行われた。まず、五口の為替で二万二三〇〇両が大坂へ送金され、不足する一二両二分はこの書状内に入れて送金された。

同年四月一八日書状には「保小判壹万両今夕夕日便り二、千両宛都合十ヶ度二道中十日限二而、差下申候」とあり、天保小判一万両が江戸へ書状日毎に一〇〇〇両ずつ四月一八日夕より差し下されることになった。しかし、この江戸への差し下しは、川支え、飛脚事情、大坂での金繰りという数々の障壁により大坂の想定より長期化を余儀なくされ、ついには中断に至った。そして、同年五月二十八日書状に、この一万両の内訳を見ると「曾万両差下之内、先口サ仙両代りマシ両之廉江御振替、跡口サ仙両マシ工兩七分⁽²⁵⁾」とあることから、天保小判一万両の内訳は、「先口」の五〇〇〇両は一〇〇〇両につき三三三〇両で、「跡口」の五〇〇〇両は一〇〇〇両につき三三七両二分で取り入れられた事が分かる。しかし、この「跡口サ仙両節節後差下し可申処、

道中大支二付、先頃迄見合申候処、川明キ様子承り候二付、右之内五月廿二日并同廿四日兩日二曾仙兩宛、都合セ仙兩丈ケ差下申候」とあり、五月五日以降に江戸へ差し下す積りが川支えのために中断していたが、ようやく川明きになったため五月二日・二四日に計二〇〇〇兩を差し下すとしたが、実際は行われなかったことが後の書状から窺える。そして、この跡口は以後多難なことになる。

同年六月六日書状には、同年四月中に差し下した先口为天保小判五〇〇〇兩に關し、二〇〇〇兩が五月一日に、三〇〇〇兩も五月一日に江戸着になった。この天保金五〇〇〇兩は代り金一万六五〇〇兩(一〇〇〇兩につき三三〇兩)の勘定を仕立てることになった。大坂への代り金は、二〇〇〇兩(五月四日為替、竹原渡シ)のみ為替で送金され、一万四五〇〇兩は五月四日・一二日・一四日に江戸屋・京屋による飛脚便で送金され、皆済に至っている。

同年六月二一日書状には「保判跡口サ仙兩之内曾仙兩宛今夕夕出日毎二差下可申積りにて得御意置候処、神事月二而最早当月中飛脚出日無数御座候間、今夕イ仙サ舟兩差下、尚又来ル廿四日夕イ仙サ舟兩差下、跡八追々引続差下可申積り」とあり、跡口の天保小判五〇〇〇兩は本来一〇〇〇兩ずつ江戸へ書状日毎に差し下す筈だったが、六月中は神事が多く飛脚便も減っているため、今日六月二一日と二四日に計三〇〇〇兩を差し下すと述べておりこれは実行されたが、残りは追々差し下す積りになった。しかしこれを以て、大坂から江戸への天保金の差し下しは再び中断する。同時に、代り金として大坂より為替取組

を、①三〇〇〇兩(七月四日限、炭屋安兵衛下・竹原文右衛門渡)、②四〇〇〇兩(七月八日限、炭屋安兵衛下・竹原文右衛門渡)、③三〇〇〇兩(七月一日限、炭屋安兵衛下・竹原文右衛門渡)の合計一万兩を取り組む積りにした。

しかし、同年七月二日書状には①②③の為替取組の処置について次のようにある。つまり「乍併為替三口共御断および候茂不本意思召候二付、種々御操替七月四日限マ仙兩之廉者、何れ二欺御苦配被成御調達、御渡可被成、是迎も盆前金操到面御六ヶ敷場合ヲ御差操御立替候儀二付、其余八日限・十一日限之儀者、無是非御渡方御断可被成候義二御座候」とあり、①②③全てを断るのも不本意なため、①は取り組むことにした。しかし、盆前大坂の金繰り事情が悪い中での立て替えになるため②③は断る判断をした。他方で「差下之保判マ仙兩来ル八月中迄御預り置可被成歟、一卜度為御返登可被成哉否可得御意、跡セ仙兩差下之儀者其元より引替方及御返登候迄者、下し方呉々相見合可申」ともあり、江戸着になった跡口の天保小判三〇〇〇兩は江戸で八月まで預かってもらうか、大坂へ返送するかを江戸へ尋ねている。更に、天保小判跡口残り二〇〇〇兩は江戸へ差し下しは見合せた。同年七月九日書状には、特に①②の為替取組について「四日渡之分者何様二も御都合被成御渡可被成候得共、跡セ仙兩宛式口八日渡之分者先方江御断、手形御差戻し候様御申置候間、此段承知可致」とあり、①の金高は取り立てたが、②は先方に断った上で為替手形を差し戻すことが報告されている。

江戸着になった跡口の天保小判三〇〇〇両に関して、その代り金は勘定されることになった。同年九月二日書状に、この天保金三〇〇〇両は代り金一万一二五両（一〇〇両につき三三七兩二分）の勘定を仕立てることになった。大坂への代り金は、①での三〇〇〇両以外の残り分について、九月五日・一六日の為替取組七一二五兩で皆済に至ったが、これは「其元店分建替御渡被下」とあり、江戸店より建替えられて渡されたものであった。

大坂から江戸への天保金の差し下しは、六月二十四日で再び中断したが、大坂では九月まで、江戸へ差し下した天保金代り金の残務処理に苦勞することにもなった。大坂で未だ引替元金に基づく引き替えが開始できないのならば、大坂側は大坂での金繰り悪化を起こさせない天保金代り金の送付方法を望んでいた。

おわりに

これまで安政六年（一八五九）の増歩、安政の改鑄と安政金の通用失敗、安政七年（万延元年）の増歩、万延の改鑄という一連の幕府の貨幣改鑄事業の中で、大坂から江戸への天保金差し下しを中心に考察を加えてきた。本稿での結論を二点示しておきたい。

一つは、安政金の通用失敗による貨幣量不足により、天保金の代り金・増歩・増金を基本的に有合金で渡す事が可能になり、その中に洋銀も登場してきたことが窺える。ここから、これまでの引き替えなら

ば常識とも言うべき小判なら小判で、二分判なら二朱金又は二分判で、同種同士を引き替えるという常識が崩れたと見るべきである。これも、安政六年五月（万延元年六月）に顕著に起きた日本金貨価格の上昇が増歩・増金という形に現れ、そのインフレ的傾向の中で貨幣需要を満たすため有合金の傾向がより強くなったと言えよう。

そして大坂に関し、天保小判の価格は一〇〇両につき、安政六年五月の増歩で一二五兩と定められたが、同年一月では増金が付き始め一三〇兩となった。安政七年正月の増歩前は一六〇〜一八五兩、天保金・安政金への増歩では三三七兩二分と定められたが、二月では二八七兩二分〜二九〇兩二分二朱となった。江戸での引替開始直前に当る閏三月は三一二兩二分〜三一八兩三分、五月に三三〇兩と三三七兩二分という変遷だった。これを徳島藩の事例と関係させると、天保金を大坂から差し下し江戸からその代り金・増歩・増金を上せることで時間を要する条件に加えて、激しい金貨価格上昇と高い増歩公定の狭間でおきた三井組からすると止む得ない失敗例だったと言えよう。

二つは、天保金を大坂から江戸へ差し下したのならば、その代り金は江戸から大坂へ為替で上せる、又は、大坂から逆為替を送り江戸で代り金・増歩分を引き出す、ことを基本としていたが、為替の出合状況によつては度々の天保金差し下しを中断する事態に陥った。万延の改鑄後でも、大坂で未だ引替元金による引き替えが始まらないならば、大坂の金繰り悪化を防ぎつつ天保金の代り金・増歩を戻せる方法が求められていた。

万延の改鑄後に江戸では天保金・安政金の引き替えは始まったが、大坂では天保金差し下しが続いた。大坂で金繰り悪化を防ぎつつ代り金・増金を戻す方法の模索については今後の課題としたい。同時に、天保二朱金も近々通用停止・増歩対象になるという市中之の思惑から打歩(増金)が付き始めており、天保二朱金の価格動向も注目していきたい。

注

- (1) 主な研究は次などがあげられる。小野二郎「日本におけるメキシコドルの流入とその功罪(一)完」『経済論叢』八一巻三〇六号、京都大学、一九五八年(同)『近代日本幣制と東アジア銀貨圏―円とメキシコドル―』(小野二郎著作集①)ミネルヴァ書房、二〇〇〇年にも所収。日本銀行編『図録日本の貨幣4』『東洋経済新報社』一九七三年。石井寛治『近代日本とイギリス商会』東京大学出版会、一九八四年。石井孝『幕末開港期経済史研究』有隣堂、一九八七年。三上隆三『円の誕生』東洋経済新報社、一九八九年。
- (2) 文政の改鑄での引き替えでは、上方から江戸へ古金銀を差し下していた。畑中康博「播磨屋中井家両替店記録から見た文政改鑄」『秋大史学』四九号、秋田大学、二〇〇三年。海原亮「銭佐と住友江戸中橋店 逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 銭屋佐兵衛? 逸身家文書研究』東京大学出版会、二〇一四年。
- (3) 「京江戸別通之控」(安政四~六年(三井文庫所蔵 別三四五)、「京江戸別通控」(安政六年~文久元年(三井文庫所蔵 別三四八乙))の二冊である。この二冊両方に安政六年七月八日付けの書状がまたがって記されている。一章2節には七月八日書状を計四ヶ所引用しているが、出典は最初のみが「別三四五」で、あとの三ヶ所は「別三四八乙」からである。
- (4) 「三井文庫編『三井事業史(資料篇一)』三井文庫、一九七三年、一八四頁。
- (5) 「備忘録」(鴻池)〔文政七年~明治五年(大阪商業大学商業史博物館所蔵 佐古慶三教授収集文書:鴻池屋F九一三七)〕。以下(佐古文書)と記す。
- (6) 石井良助・服藤弘司『幕末御触書集成(四巻)』岩波書店、一九九三年、四七四頁。
- (7) 「御為替方連状之控」(文化一一年~慶応元年(三井文庫所蔵 別四三五))。
- (8) 石井良助・服藤弘司『幕末御触書集成(四巻)』岩波書店、一九九三年、四七三頁。「金銀引替御用留四番」(天保一四年~万延元年(住友史料館所蔵 二三一―一三二))では、三井組為替御用所(駿河町)、十人組為替御用所(本両替町)、三谷三九郎(本革町)、竹原文右衛門(室町三丁目)、泉屋吉次郎(南横町西会所)、中井新右衛門(金吹町)、井筒屋善次郎(田所町)、石川屋庄次郎(神田旅籠町)。
- (9) 日本銀行編『図録日本の貨幣4』『東洋経済新報社』一九七三年、二二一~二二三頁。
- (10) 『大阪市史』(四巻下)一九一一年、二二〇六頁。
- (11) 石井良助・服藤弘司『幕末御触書集成(四巻)』岩波書店、一九九三年、四九三頁。
- (12) 有合建。小判の代わりに、有合せの二分判二朱金を直建としたもの判不足は小判中心の相場建を支援させた。有合建は小判建を修正させ市場に割合豊富な金貨幣を便宜的に相場の基準貨幣とすることにした。安政六年五月に江戸両替商が樽会所へ有合建の採用を届け出ており、大坂でも例えば一〇〇両のうち有合二五両を交えていくところから、有合建が定着していく(日本銀行編『図録日本の貨幣4』『東洋経済新報社』一九七三年、二三四~二三五頁)。

- (13) (14) 「留帳 森本」(嘉永三年～文久三年(佐古文書・近江屋F 一―七))。
- (15) 「保字小判一分判出入并歩増金控帳」(安政六年五～一〇月(三井文庫所蔵 別九二八))。
- (16) 金子一〇〇疋は金一分である(『鴻池屋I』(大阪商業大学商業史博物館史料叢書 五巻)二〇〇四年、解説 x v i i i)。三〇〇〇疋は金三〇分に当たるため、そこに〇・二五を掛けると七両二分になる(金三〇分×〇・二五=七・五)。この七両二分は「大判一枚」のことで、黄金一枚とも言い、贈り物や恩賞として与えられたりするものであった(高木侃『三くだり半と縁切寺』(講談社現代新書)講談社、一九九二年、二二七～二二八頁)。
- (17) 送金為替Ⅱ並為替に対する用語で、取立為替Ⅱ逆為替(金森久雄・荒憲治郎・森口親司編『経済辞典』有斐閣、一九八六年)。逆為替は大坂の問屋(債権者)が江戸の問屋(債務者)に対して振りだした売掛代金の取立手形であるから、江戸の両替屋はそれを江戸の問屋に示し、代金を取り立てた。逆為替には利子に相当する打歩・打銀があり相場で変動した(藤田貞一郎・宮本又郎・長谷川彰編『日本商業史』有斐閣、一九七八年、一六九頁・一七一頁)。
- (18) 「保字小判吉分判引替名前控」(安政六年九月(三井文庫所蔵 統一七―二))、「保小判一分引替控帳」(安政六年九～一〇月(三井文庫所蔵 続九四六―五))。
- (19) 『幕末外国関係文書之三十四』二四五～二四六頁。石井良助・服藤弘司『幕末御触書集成(四巻)』岩波書店、一九九三年、四八一頁。
- (20) 『幕末外国関係文書之三十八』一八七～一八八頁。

